

岩手県告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年7月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 胆沢郡金ヶ崎町地内（国道4号）
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年7月13日から平成30年1月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び路線測量）